

2020年(令和2年)5月29日

建設業者の皆様へ

福山市建設局建設管理部技術検査課  
福山市上下水道局経営管理部管財契約課

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価方式の取扱いについて（お知らせ）

見出しのことについて、総合評価方式の新型コロナウイルス感染症に係る工事成績評定について、次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 工事成績評定の評価項目について

(1) 技術者の変更

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により技術者の変更を行った場合は、やむを得ない理由に該当することとし、交代した技術者の各得点が、当初の配置した技術者の得点を下回る場合であっても、工事成績評定点の減点を行わないこととします。

2 適用期間

令和2年4月1日以降に契約の工事から適用